

令和5年度 消防設備士試験 試験案内

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定により福島県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり実施します。

一般財団法人 消防試験研究センター福島県支部

試験案内を最後までよく読んで、記載されている内容に同意したうえでお申込みください。

申込みをされた方は、試験案内に記載されたすべての事項に同意されたものとみなさせていただきます。

なお、以下の事項については特に御注意ください。

- 1 願書受付期間であっても会場の定員に達した場合、受付を締め切る場合がありますので御留意ください。
- 2 書面申請は受付締切日以降、電子申請は受付完了以降、「試験日」・「試験の種類」等、申請した内容の変更及び取消しはできません。
- 3 一旦払込みされた試験手数料はお返しできません。
- 4 願書には必ず「振替払込受付証明書（お客さま用）受験願書添付用」を貼付してください。
「振替払込請求兼受領証」では受付できません。（P8～9参照）
- 5 乙種第4類と乙種第7類の組合せに限り複数受験ができます。その場合は、試験の種類毎に、それぞれ添付書類を付して受験願書を作成し、同一封筒で申請してください。（P4参照）
- 6 書面申請の方は概ね試験日の10日前に受験票を郵送します。
電子申請の方は受験者本人が受験票をダウンロードし印刷（拡大・縮小不可）してください。
なお、受験票にはP14に記載してある指定の写真を貼り付け、試験当日必ず持参してください。（受験票を持参しないと受験することができません。）
- 7 試験当日の注意事項（P15参照）について追加・変更があった場合、センター福島県支部のホームページに掲載しますので必ず確認してください。
- 8 当該試験案内には、免状交付申請の手続き及び免状の交付（P17参照）について掲載していますので、結果通知書が届くまでは保管してください。
なお、合格された方は、免状交付申請書の「氏名」・「生年月日」・「本籍」について十分に確認のうえ、免状の交付申請をしてください。

願書の作成から免状の交付申請まで

試験概要を理解し、どの試験種類をいつ受験するか決める。 P2～4

受験願書の作成・申請

書面申請：郵送等による申請

電子申請：インターネットによる申請

受験願書の作成
P10～11 受験願書記入例参照

受験願書の提出 P9参照

受験票の受領 P13参照
受験票は試験日の約10日前に郵送します。

受験願書の作成提出

(一財)消防試験研究センターのホームページから申請してください。
<https://www.shoubo-shiken.or.jp>

〈電子申請に関する問い合わせ先〉
(一財)消防試験研究センター電子申請室 TEL 0570-07-1000

受験票のダウンロード
受験票は申請者が印刷してください。(試験日の約10日前に「受験票印刷可能メール」が送信されます。)

受験票に写真を貼付 P13～14参照

試験日には、写真を貼った受験票を持参してください。
受験票には、試験室及び集合時間が記載されているので遅れずに集合してください。

受 験

合格発表 P16参照

合格の方

免状交付申請 P17参照

再受験する方

受験票(控)や結果通知書は、電子申請の資料にもなりますので大切に保管してください。
なお、甲種を受験された方は甲種を再受験する際の受験資格を証明する添付書類になります。

1 試験の種類

甲種及び乙種消防設備士試験を次に掲げる区分ごとに行います。

試験区分		消 防 用 設 備 等 の 種 類
甲種	特 類	特殊消防用設備等
甲種・乙種	第1類	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、屋外消火栓設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備
	第2類	泡消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、特定駐車場用泡消火設備
	第3類	不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備
	第4類	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備
	第5類	金属製避難はしご、救助袋、緩降機
乙種	第6類	消火器
	第7類	漏電火災警報器

(注) 甲種特類消防設備士は、特殊消防用設備等の工事・整備・点検ができ、甲種消防設備士は、消防用設備等の工事・整備・点検ができ、乙種消防設備士は、消防用設備等の整備・点検を行うことができます。

2 令和5年度 消防設備士試験日程

※ 新型コロナウイルス感染症等及び受験者数により、「試験日」及び「受験地」を変更させていただく場合がありますので、試験日の約10日前に送付される受験票で必ず確認してください。

※ 書面申請の受付期間と電子申請の受付期間は異なっておりますので御注意ください。

※ 受け付けを願書受付期間であっても締め切ることがありますので、センター福島県支部のホームページで確認してください。

実施回	種類	試験日	受験地	受付期間	合格発表日
第1回	甲種特・4類 乙種4・7類	令和5年 9月2日(土)	郡山市	書面申請：令和5年7月4日(火)～7月14日(金) 電子申請：令和5年7月1日(土)～7月11日(火)	令和5年 10月12日(木)頃
	甲種全類 乙種全類	令和5年 9月2日(土)	福島市		
第2回	甲種特・4類 乙種4・7類	令和6年 2月10日(土)	郡山市	書面申請：令和5年12月4日(月)～12月14日(木) 電子申請：令和5年12月1日(金)～12月11日(月)	令和6年 3月21日(木)頃
	甲種全類 乙種全類	令和6年 2月10日(土)	福島市		

3 受験資格

(1) 甲種

受験資格が必要です。

受験資格については「甲種消防設備士試験の受験資格」(P18～20・別記1)を確認してください。

(2) 乙種

受験資格は必要ありません。どなたでも受験できます。

4 受験申請の方法

受験申請の方法は、書面申請(願書による申請)と電子申請(インターネットによる申請)の2通りです。

同一試験日に、書面申請と電子申請で重複して申請すること及び同じ種類の試験を2回以上受験することはできません。また、同一試験日に違う種類の試験を受験することはできません。(「8 複数種類の受験」(P4)で認められているものを除く)

具体的な方法は、「12 書面申請の方法」(P8～11)及び「14 電子申請の方法」(P12)を御確認ください。

なお、試験開始時間の希望はできません。

5 試験手数料（非課税）

試験手数料は下記のとおりです。

甲 種	乙 種
5,700円	3,800円

納入方法等

- 書面申請の場合は指定の払込用紙で、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込んでください。
（ATMによる払込みでは受付できません。）
（詳しくは「試験手数料の払込み方法」（P 8～9）を確認してください。）
- 受験願書B面に「振替払込受付証明書」（お客さま用）をのり付けしてください。
（日附印がないものは無効です。）
- 電子申請の場合はそれぞれの手続きに従ってください。
- 一旦払い込まれた試験手数料はお返しできません。

6 試験会場、集合時間及び試験開始時間

試験日の約10日前に送付される受験票（電子申請は受験者本人が印刷）で「試験会場」、「集合時間」及び「試験開始時間」を確認してください。**試験時間は受験票で指定した時間になります。**

試験の説明を行いますので、集合時間までに着席してください。

7 試験案内等の入手方法

「試験案内・受験願書・払込用紙」は、一般財団法人消防試験研究センター福島県支部、又は、各消防本部（署）、福島県庁消防保安課で配付しております。

8 複数種類の受験

同一試験日の複数種類の受験については下記のとおりです。

なお、電子申請はできません。

「電気工事士」の免状を有し、試験の一部免除を受ける方は、「乙種第4類及び乙種第7類」の組み合わせに限り同時に受験できます。

それぞれに受験願書（「振替払込受付証明書」「電気工事士免状コピー」等添付書類を含む。）を作成し、同一封筒で申請してください。

9 試験科目、問題数及び試験時間

種 別	試 験 科 目	問 題 数	試 験 時 間
甲種特類	消防関係法令	15	2時間45分
	構造・機能及び工事・整備	15	
	火災及び防火に関する知識	15	

種 別	試 験 科 目	類別の問題数							試 験 時 間	
		1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類		
甲種 (特類以外)	消防関係法令	共通	8	8	8	8	8	—	3時間15分	
		類別	7	7	7	7	7	—		
	基礎的知識	機械	6	6	6	—	10	—		
		電気	4	4	4	10	—	—		
	構造・機能 及び 工事・整備	機械	10	10	10	—	12	—		
		電気	6	6	6	12	—	—		
		規格	4	4	4	8	8	—		
	計		45	45	45	45	45	—		
	実技	鑑別等	5					—		—
		製図	2					—		—
乙種	消防関係法令	共通	6	6	6	6	6	6	1時間45分	
		類別	4	4	4	4	4	4		4
	基礎的知識	機械	3	3	3	—	5	5		—
		電気	2	2	2	5	—	—		5
	構造・機能 及び 整備	機械	8	8	8	—	9	9		—
		電気	4	4	4	9	—	—		9
		規格	3	3	3	6	6	6		6
	計		30	30	30	30	30	30		30
実技	鑑別等	5					—	—		

試験科目の一部が免除される場合は、試験時間が短縮されます。(甲種特類以外は、いずれも実技試験を含みます。)

10 試験の方法

(1) 筆記試験

マークシートを使う筆記試験です。

甲種、乙種とも4肢択一式です。

(2) 実技試験（甲種特類を除く。）

鑑別等、製図とも、写真、イラスト、図面等による記述式です。

(3) 電卓、計算尺、定規類、特殊機能を持った腕時計の類、携帯電話、スマートフォンの類は、一切使えません。

11 試験の一部免除

甲種（特類を除く）又は乙種の受験願書申請時に、(1)の表の「既に取得している資格」を有する方は、**申請により**試験科目の一部免除を受けることができます。その場合に試験時間は短縮されます。

免除を受けるためには、資格を証明する書類が必要ですので、(1)の表に記載してある証明書類を願書に貼付してください。（資格を証明する書類に不備がある場合は、免除を受けられません。）

なお、免除を受けることのできる試験科目は(2)、(3)の表のとおりです。

※ (2)及び(3)の表に記載してある「既に取得している資格」欄の甲種第1類～第5類、乙種第1類～第7類とは、消防設備士免状の種類です。

(1) 免除を受けるための資格証明書類等

既に取得している資格	証明書類
消防設備士免状を有する方	消防設備士免状のコピー
電気工事士免状を有する方	電気工事士免状のコピー
電気主任技術者免状を有する方	電気主任技術者免状のコピー
技術士登録証等を有する方 (機械、電気、電子、化学、衛生工学部門)	技術士第2次試験若しくは本試験の合格証明 又は技術士登録証のコピー
日本消防検定協会又は指定検定機関の職員で、型式承認の試験実施業務に2年以上従事した方	型式承認試験の実施業務の従事証明書(原本)
5年以上消防団員として勤務し、かつ、消防学校の教育訓練のうち専科教育の機関科を修了した方	消防団員歴の証明書(原本) 及び消防学校の教育(機関科)修了証のコピー

試験の一部免除資格を有する方は、受験願書の試験の免除欄の「受ける」か「受けない」のいずれかに必ず○を付けてください。

(2) 甲種受験者

受験する種類	既に取得している資格	科目免除	
		筆記	実技
甲種第1類	甲種第2、3類	法令(共)と基礎	免除なし
	甲種第4、5類	法令(共)	〃
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	〃
	技術士(機械、衛生部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	〃
甲種第2類	甲種第1、3類	法令(共)と基礎	〃
	甲種第4、5類	法令(共)	〃
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	〃
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	〃
甲種第3類	甲種第1、2類	法令(共)と基礎	〃
	甲種第4、5類	法令(共)	〃
	電気工事士又は電気主任技術者	基礎(電)と構造(電)	〃
	技術士(機械、化学部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	〃
甲種第4類	甲種第1、2、3、5類	法令(共)	免除なし
	電気工事士	基礎と構造(電)	鑑別等の問1が免除
	電気主任技術者	〃	免除なし
	技術士(電気部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	〃
甲種第5類	甲種第1、2、3、4類	法令(共)	〃
	技術士(機械部門)又は日本消防検定協会職員	基礎と構造	〃

12 書面申請の方法

(1) 申請に必要な書類

書面申請で提出する書類は下表のとおりです。

提出書類	留意点	
① 受験願書	受験する種類（1種類につき1部）ごとに作成してください。また、同一日に乙4・乙7の複数受験を申請する場合は一緒に提出してください。（P10～11の記載例参照）	
② 振替払込受付証明書（お客さま用） ※ 郵便局窓口で押印される日附印があるもの	センター指定の「振替払込受付証明書（お客さま用） 受験願書添付用 」を受験願書B面（表）の指定の欄にのり付けしてください。（P11参照）	
③ 消防設備士免状のコピー（科目免除の有無に関わらず）	該 当 者 の み	既に消防設備士免状を1種類でも取得している方は、必ず受験願書B面（裏）の指定の欄にのり付けしてください。（P11参照）
④ 甲種受験資格を証明する書類		甲種を受験される方は、受験資格を証明する書類の提出が必要です。（P18～20参照）
⑤ 資格を証明する書類（試験科目の一部免除を申請する方）		試験科目の一部免除を受ける方は、資格を証明する書類の提出が必要です。（P6参照）

※ 過去にいずれかの支部で甲種の試験を受験したときの受験票（控）又は試験結果通知書（資格判定コード欄に番号が印字されているもの）に限る。コピー可。）を提出することにより、甲種の受験資格の証明に代えることができます。

ただし、「工事補助5年」の受験資格の場合は、添付する過去の受験票等と同じ指定区分を受験する場合に限りです。

※ 過去の受験票、試験結果通知書を使用する場合も、受験資格の略称は必ず記載してください。（P18～20参照）

(2) 試験手数料の払込み方法（書面申請の場合）

ア 受験願書と一緒に受領した所定の「払込取扱票」の金額欄に受験する試験の種類に応じた試験手数料を御記入のうえ、郵便局又はゆうちょ銀行の**窓口でお支払い**ください。（**ATM機では払込まない**でください。払込取扱票の「**振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用****」に日附印が押印されていないと受験申請できません。）

なお、払込手数料は申請者の負担となります。また、**一旦払込みされた試験手数料はお返しできません。**

イ 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で受領した「**振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用****」を受験願書B面（表）の指定の欄に貼り付けてください。（本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」が貼り付けられている場合の申請は無効です。改めて「**振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用****」を提出していただく必要があります。）

ウ 複数種類の受験の場合で試験手数料をそれぞれに払い込んだ場合は、それぞれの受験願書試験手数料欄に「**振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用****」を貼り付けてください。

また、複数分の試験手数料を一括して払い込んだ場合は、乙種第4類の受験願書の所定の欄に「**振替払込受付証明書（お客さま用）**受験願書添付用****」を貼り付け、乙種第7類の受験願書には受験願書試験手数料欄にその旨（例：手数料一括払込み、乙4類に貼付）をメモ書きしてください。

13 受験願書等記入要領

受験願書A面（1枚目）の記入例

- ◎ 受験願書A面の《記入上の注意》をよく読んでから記入例にしたがって記入してください。
- ◎ 黒色のボールペンでかい書で正しく書いてください。
- ◎ 書き損じた場合は、横2本線を引いてそのすぐ上に正しく書いてください。
- ◎ 年月日を記入するすべての欄は、1桁の数字の場合、0を前に付けてください。

(A面)

12 消防設備士試験受験願書

左つめで記入してください。外国籍の受験者は、住民基本台帳に記載されている漢字又はパスポートに記載されているアルファベット氏名を記入してください。

申請する日を記入してください。*

設

左つめで記入してください。カナ氏名の濁点、半濁点は1マスを使用してください。

郵便番号は、正確に記入し、住所は現に居住している所を都道府県名から記入してください。濁点・半濁点が入る場合には、1マスに入れてください。マンション等の名称まで詳しく記入してください。

試験日を記入してください。

試験種類を記入してください。

甲種受験希望者は試験案内P18～20別記1の「願書資格欄記入略称」により記入し証明書類を貼付してください。

試験の免除資格のある方は資格の種類ごとに免除を「受ける」か「受けない」かに○を付けてください。「受ける」に○を付けた場合は、証明書類を貼付してください。

2種類以上の受験者は、受験する試験の種類ごとに受験願書を作成し、同一封筒で申請してください。

既得免状（既に交付を受けている免状）のある方は全て記入し免状のコピー（表面と裏面）を貼付してください。

住民票に記載されている氏名を正確に記入してください。

申請日 令和 05 年 07 月 14 日

都道府県名 福島県

申請者氏名 アンガ イ タロウ 氏 安齋 太郎

フリガナ・氏名は、氏と名に分けて、左つめで記入してください。

生年月日 (大) (四) (平) (令) 51 年 06 月 10 日生 本籍 福島

都道府県 本籍コード 07

郵便番号 960-8043 必ず記入してください 自宅電話番号又は携帯電話番号 024-0000-0000

住所 福島県福島市中町 4-20 しょうぼうマンション203

動務先名又は学校名 (株)○○

連絡先電話番号(携帯電話も可) 090-0000-0000 内線()

試験日 令和 05 年 09 月 11 日

試験種類 甲種 乙種 第一類 第二類 第三類 第四類

受験地 受験地を記入してください (P3参照)

甲種受験資格 特類 特類以外 電気工事士

試験の免除 技術士等の資格による試験の免除を(受ける)(受けない) 電気工事士免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 電気主任技術者免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 消防設備士免状による試験の免除を(受ける)(受けない) 5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を(受ける)(受けない)

同時に複数の試験を受ける者は、この願書以外に受ける種類を記入してください

メールアドレス(任意) @

他の都道府県での受験申請状況

都道府県コード 試験種類 試験日

該当する職業等に1つだけ○を記入してください

① 学生 ② 消防設備業 ③ 電気工業業 ④ 管工事業 ⑤ 建築業 ⑥ ビル管理業 ⑦ ビル整備業 ⑧ 公務員 ⑨ その他

免状取得の有無について記入してください 有 無

免状番号 0000000000000000

取得している	元号コード (昭和3 平成4 令和5)	免状交付年月日	交付番号	*入力番号	交付知事	コード
甲特		年 月 日				
甲1		年 月 日				
甲2		年 月 日				
甲3		年 月 日				
甲4		年 月 日				
甲5		年 月 日				
乙1		年 月 日				
乙2		年 月 日				
乙3		年 月 日				
乙4		年 月 日				
乙5		年 月 日				
乙6		年 月 日				
乙7	5	01	10	15	01234	福島 07

※団体コード ※交付機関コード ※分種類コード

(記入上の注意)

- 本用紙は、黒色のボールペンを使用し「かい書」で記入してください。
- 本用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- 枠は該当するものに○を記入してください。
- 免状番号は、免状写真裏面に記載されている番号です。
- ※印は、記入しないでください。

主となるものに○をつけてください。

免状写真裏面に記載されている番号を記入してください。

(A面) 試験センター発行

受験願書B面（2枚目）の記入例

注意事項

- 1 試験手数料払込みの際に郵便局又はゆうちょ銀行の窓口（ATM機での払込みは不可）で受領した「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書B面（表）の指定の欄に貼り付けてください。
- 2 本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」では、受験申請できません。
- 3 「振替払込受付証明書（お客さま用）」を紛失した場合、センターでは責任を負えません。その場合は、再度払込みをしてください。

振替払込受付証明書貼付例

【受験願書B面（表）】

払込取扱票の赤枠部分「振替払込受付証明書（お客さま用）」を受験願書B面（表）に貼り付けてください。

【払込取扱表】

この部分では受験申請できません。受験者本人控えになりますので、大切に保管してください。

各種証明書等貼付位置及び実務経験証明書記入例

【受験願書B面（裏）】

各種証明書等をこの部分にのり付けてください。

実務経験で甲種を受験する方のみ必要です。

該当する経験内容に○を付けてください。

整備又は工事補助をした消防用設備等の具体的な名称を記入してください。

事業所（会社等）の印

証明者の役職印又は印

※両方必要

裏

消防設備士免状を取得している方はコピーを貼ってください。（裏面に記載事項のある場合は、裏面のコピーも貼ってください。）

必ず郵便局の日附印を確認してください。
※ 日附印がないものは無効

14 電子申請の方法

(1) 申請方法

インターネットで受験申請する場合は、下表の内容を確認し、一般財団法人消防試験研究センターホームページから申請してください。なお、**複数受験**を申請する方は必ず**書面**で申請してください。

種類	内 容		電子申請 の可否	備 考	
甲種	特類	次の3種類以上の甲種免状を取得している方 ① 第1～3類のいずれか1つ ② 第4類 (必須) ③ 第5類 (必須)	○	※ 電子申請するにあたっての主な留意事項は、次のとおりです。 ① パソコンやスマートフォンを使ってインターネットに接続でき、受験票 (PDF) を自宅やコンビニ等のプリンター、複合機で印刷できること ② フリーメールアドレスや携帯電話のメールアドレスは迷惑メール対策等により、センターからのメールを受信できないことがあること (受験票のダウンロードにメールは不要) ③ 既に消防設備士免状を取得している場合は、免状の記載事項に変更がないこと なお、詳しくは一般財団法人消防試験研究センターホームページの「電子申請に関するQ&A」を確認してください。	
	第1～5類	試験科目の一部免除を受けない方	○		
		甲種免状を取得している方 試験科目の一部免除を受ける方	消防設備士免状を取得している方		○
			電気工事士免状等、消防設備士免状以外の免状を取得している方		×
	上記以外の受験資格者 (電気工事士免状を取得している方)		×		
乙種	試験科目の一部免除を受けない方		○		
	試験科目の一部免除を受ける方	消防設備士免状を取得している方	○		
		電気工事士免状等、消防設備士免状以外の免状を取得している方	×		

複数受験	「電気工事士」の免状を取得しており、試験の一部免除を受ける方は、「乙種第4類及び乙種第7類」の組み合わせに限り2種類の試験を同時に受験可	×	
------	--	---	--

再受験	過去3年以内に書面申請又は電子申請し、受理された経過がある方で、同じ試験種類を再度受験する方 (受験地は問いません。)	○	① 同一試験日に1種類のみ電子申請できます。 ② 入力時に前回の受験票 (控) 又は試験結果通知書が必要です。 ③ 前回の試験の合格発表日の翌日から申請できます。 ④ 試験科目の免除の内容は前回の試験と同じになります。(試験科目の免除の内容は変更できません。)
-----	---	---	---

備考 ① 受験申請の受付時間は、受付開始日の9時00分から締切日の17時00分までとなります。(24時間対応)
 なお、書面申請の受付期間と電子申請の受付期間は、異なっていますので御注意ください。
 ② 甲種消防設備士免状を取得していることによる甲種受験資格のある方でも、免状番号 (免状の写真下に記載されている12桁の番号) のない古い免状をお持ちの方は電子申請できませんので、書面で申請してください。(電子申請には、免状番号の入力が必要なため)

(2) 試験手数料の払込み方法 (電子申請の場合)

電子申請による払込み方法は、次の3種類から選択できます。なお、別途払込手数料が必要になります。

決 済 方 法	決 済 内 容
ペイジー (Pay-easy)	情報リンク方式 オンライン方式
コンビニエンスストア決済	セブン-イレブン ファミリーマート ローソン ミニストップ セイコーマート
クレジットカード決済	VISA マスターカード JCB アメリカンエキスプレス ダイナース

電子申請に関するお問い合わせ先

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 (全国共通) 0570-07-1000 (有料)

受付時間 9時00分～17時00分 (土日祝日、年末年始を除く。)

一般財団法人消防試験研究センターホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>



15 受験票及び写真について

- (1) 受験票に記載されている試験日、集合時間、試験開始時間、試験会場等を必ず御確認ください。
 なお、**指定された試験開始時間の変更はできません。**
- (2) 受験票（控）は、合格発表の確認に必要です。また、再受験される方は、資格の証明に代えることができますので、大切に保管してください。

受験票の送付 (印刷)	書面申請	試験日の10日前までに発送します。 (複数受験者は2通届きます。) 受験票が届かない場合又は受験票を紛失した場合は、 試験日の3日前（土日祝日、年末年始を除く9時00分～17時00分）までに 福島県支部（024-524-1474）へ連絡 してください。
	電子申請	試験日の10日前までに受験票をダウンロードできる旨のメールを送信します。 (受験票は添付しません。) 受験票は、 センターホームページの電子申請トップページからダウンロードし、印刷してください。(受験票は郵送しません。) 何らかの理由によりセンターからのメールが届かない場合でも、受験票のダウンロードは可能です。 受験票をダウンロードする際に入力する「電子申請受付番号」が不明な場合は、「電子申請状況確認」画面で確認してください。なお、それ以外のお問い合わせについては電子申請室（0570-07-1000）へ連絡してください。（土日祝日、年末年始を除く9時00分～17時00分）

【書面申請者用の受験票】（試験日の10日前までに発送します。）

消防設備士試験 受験票(控)

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	アンザイ タロウ		
氏名	安齋 太郎		
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 〇〇時〇〇分集合 〇〇時〇〇分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機能 の電気・実技の間1	資格判定 コード	07
既得免状			

注：記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。
 受験票裏面の注意事項をよくお読みください。

受験の際は、試験会場をご確認ください。
 次の場合は受験することができません。
 1 受験票がない場合
 2 受験票に写真を貼っていない場合
 3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
 この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込み
 に必要ですので、大切に保管してください。

消防設備士試験 受験票

写 真

縦 4.5cm × 横 3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢
及び撮影年月日を記載し
6ヶ月以内に撮影したもの
(無帽(宗教上又は医療上
の理由がある場合を除く。)、
無背景、正面上三分身像)
しっかりとり付けて
ください

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001	試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	アンザイ タロウ		
氏名	安齋 太郎		
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 〇〇時〇〇分集合 〇〇時〇〇分試験開始		
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1		
(試験室)	第〇〇試験室		
免除科目	基礎の全部・構造機能 の電気・実技の間1	資格判定 コード	07
既得免状			

80142112250500100013 □全電実
 001-01-0001 00001 (1234)
 試験当日、この受験票は回収します。

必ず写真をのり付けて持参してください。なお、のりがはみ出さないように御注意ください。
※ セロハンテープ使用不可

住民票（消防設備士免状を取得している方は免状に記載の氏名を記入してください）

【電子申請者用の受験票】（試験日の10日前までに受験票をダウンロードできる旨のメールを送信します。）

注意事項

- 次の場合は受験することができません。
(1) 受験票がない場合
(2) 受験票に写真を貼っていない場合
(3) 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
- 受験票に記載している集合時間までに入室してください。
- 受験票、鉛筆(B又はHB)、消しゴムを持参してください。
- 試験会場への電話の問い合わせはしないでください。
- 不正行為及び係員の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とします。
- 本人確認のため、身分証明書(運転免許証等)の提示をお願いします。
- 電話による合否の問い合わせには、応じられません。
- 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは当センターと一切関係ありませんので、注意してください。
- 試験日時の変更が生じた場合は、当センターのホームページに緊急情報又は各支部からの重要なお知らせとして掲示します。
- 試験会場は全面禁煙です。

(一財) 消防試験研究センター 福島県支部
〒960-8043 福島県福島市 024-524-1474
福島県福島市中町 4-2-0 みんなゆうビル 2F

消防設備士試験 受験票

写真
縦 4.5cm × 横 3.5cm

写真の裏面に氏名・年齢及び撮影年月日を記載し、6ヶ月以内に撮影したもの(無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、無背景、正面上三分身像)しっかりとり付けてください

複数受験者座席番号(1234)	
受験番号	O1-0001 試験の種類 甲種第4類
カナ氏名	アンザイ タロウ
氏名	安齋 太郎
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 〇〇時〇〇分集合 〇〇時〇〇分試験開始
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1
(試験室)	第〇〇試験室
免除科目	基礎の全部・構造機能の電気・実技の問1 資格判定コード 07
既得免状	

80142112250500100013 全電実
001-01-0001 00001 (1234)
試験当日、この受験票は回収します。

消防設備士試験 受験票(控)

複数受験者座席番号(1234)

受験番号	O1-0001 試験の種類	甲種第4類
カナ氏名	アンザイ タロウ	
氏名	安齋 太郎	
試験日時	〇〇年〇〇月〇〇日[1/2] 〇〇時〇〇分集合 〇〇時〇〇分試験開始	
試験会場	〇〇〇高等学校 〇〇市〇〇区〇〇町 1-1-1	
(試験室)	第〇〇試験室	
免除科目	基礎の全部・構造機能の電気・実技の問1	資格判定コード 07
既得免状		
受験者現住所		

注：記載内容を確認し、訂正箇所がありましたら、ご連絡ください。注意事項をよくお読みください。
受験の際は、試験会場をご確認ください。次の場合は受験することができません。
1 受験票がない場合
2 受験票に写真を貼っていない場合
3 受験票に本人と確認できない写真を貼っている場合
この受験票(控)は、合格発表の確認と再受験の申し込みに必要なので、大切に保管してください。

山折りして、裏面をのり付けしてください。

必ず写真をのり付けて持参してください。なお、のりがはみ出さないように御注意ください。
※ セロハンテープ使用不可

住民票(危険物取扱者免状を取得している方は免状記載)の氏名を記入してください。

切り取ってください。

※ 御自身でA4の用紙に印刷してください。センターからは郵送しません。なお、印刷する際に拡大・縮小して印刷しないでください。

印字されている住所を確認してください。試験結果通知書は、記載されている住所に郵送されます。

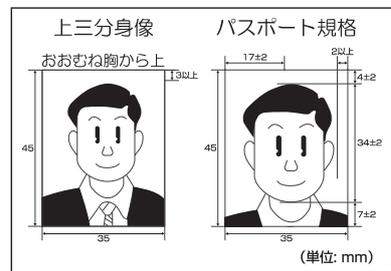
※ 試験科目の免除を受けずに甲種第4類を受験する場合の受験票例

【受験票にのり付けする写真】（免状作成時の写真に使用します。）

受験時の本人確認及び合格後の免状作成時に使用しますので、**下記条件を満たす写真**を反らないようにしっかりと受験票にのり付けしてください。(セロハンテープ使用不可、のりが写真からはみ出さないように)
また、下記の**【不適切写真例】**のほか、免状用として不適切な写真である場合は、**写真の再提出が必要になります。**

【写真の条件】

- ・ 大きさ 縦4.5cm × 横3.5cm
- ・ 正面、無帽(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)、無背景の上三分身像又はパスポート規格
- ・ 枠なし、鮮明なもの
- ・ 裏面に氏名、年齢及び撮影年月日を記入
- ・ 受験日前6ヶ月以内に撮影したもの
- ・ デジタルカメラで撮影されたものは、写真専用紙で印刷した鮮明なもの



【不適切写真例】

- ◎ 表面にキズのある写真
- ◎ イヤホン、サングラスやマスクを着用した写真
- ◎ 写真のコピー
- ◎ 普通紙に印刷したもの
- ◎ メガネフレームやメガネレンズの照明による反射、頭髪が目にかかっている写真等
- ◎ 画像処理(加工修正)を施した写真
- ◎ 背景と頭髪の色が同系色の写真

16 試験当日

(1) 持ち物

- ア 受験票（縦4.5cm×横3.5cmの写真のをり付けしたもの）
 - ※ 複数受験者は類ごとに合計2通必要です。
- イ 鉛筆又はシャープペンシル（いずれも HB 又はB）
- ウ プラスチック消しゴム

(2) 試験会場と集合時間

受験票に記載されている試験日、集合時間、試験開始時間、試験会場等を必ず御確認のうえ、**集合時間までに着席**してください。試験開始前に受験上の留意事項等を説明します。

(3) 試験の方法

種類	方法
筆記試験	4肢択一式（マークシート方式）
実技試験	鑑別等及び製図（記述式） ※ いずれも写真、イラスト、図面等による問題

17 試験当日の注意事項

(1) 次の場合は受験できません。

- ア 受験票がない場合
- イ 受験票に写真が貼っていない又は本人と確認できない写真が貼っている場合
(試験会場には写真を撮影できる機械はありません。)

(2) 試験会場及び集合時間を確認して来場してください。

(3) 身分を証明する書類等の提示を求めることがありますので、試験当日は本人確認ができる写真付の証明書（運転免許証・学生証など）を持参してください。

(4) 電卓、定規類は一切使用できません。

(5) 試験時間の管理は、原則、試験会場に備え付けの時計で行います。

(試験監督員等が指示する場合を除き、腕時計等の時計は必ずカバン等にしまってください。)

(6) 携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチ等の端末機器の使用はできません。

(端末機器は必ず電源を切りカバン等にしまってください。)

(7) 問題集は試験終了後回収します。持ち帰った場合は失格とします。

(8) 不正行為は失格とします。また、試験監督員等の指示に従わない場合は退場を命じ、失格とすることがあります。

(9) 試験会場は禁煙です。

(10) 試験会場への電話による問い合わせはしないでください。

(11) 迷惑駐車、違法駐車は絶対にしないでください。駐車に係るトラブル等は一切責任を負いません。場合によっては、退場を求めることがあります。

(12) 試験当日の特例措置（車椅子の使用等）を希望される場合は御相談ください。

(その対応については別途御連絡いたします。)

18 合格基準

(1) 甲種特類

筆記試験において、「消防関係法令」、「工事整備対象設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法」、「工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上の成績を修めた方を合格とします。実技試験はありません。

(2) 甲種（特類以外）及び乙種

「消防関係法令」、「機械又は電気に関する基礎的知識」、「構造・機能及び工事・整備」の各科目ごとに40%以上で全体の出題数の60%以上、かつ、実技試験において60%以上の成績を修めた方を合格とします。

なお、試験の一部免除がある場合は、免除を受けた以外の問題で上記の成績を修めた方を合格とします。

実技試験の採点は、消防法施行規則第33条の9の規定により、筆記試験が合格基準に達した方を対象としています。

19 合格発表

(1) 合格発表日は、P 3を御覧ください。

(2) 合格者については、合格発表日に支部入口の掲示板に合格者の受験番号を公示し、正午にセンターのホームページ上に掲示するとともに、受験者全員に結果通知書を郵送します。

なお、試験結果の可否に関する電話による問い合わせ、試験問題及びその解答に関する問い合わせには、一切応じられません。

(3) 試験会場外での特定業者による試験結果通知の有料サービスは、センターとは、一切関係ありませんので御注意ください。

20 個人情報の取り扱いについて

センターでは、危険物取扱者及び消防設備士試験の実施と免状作成業務を行っています。

センターは、試験及び免状事業の実施機関として個人情報を取り扱っていますので、個人情報の重要性を十分認識し、その保護の徹底を図るとともに、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連する規範を遵守し、取得した個人情報は、正確、かつ、安全に取り扱います。

1 センターの個人情報の内容と利用目的は次のとおりです。

① 個人情報の内容

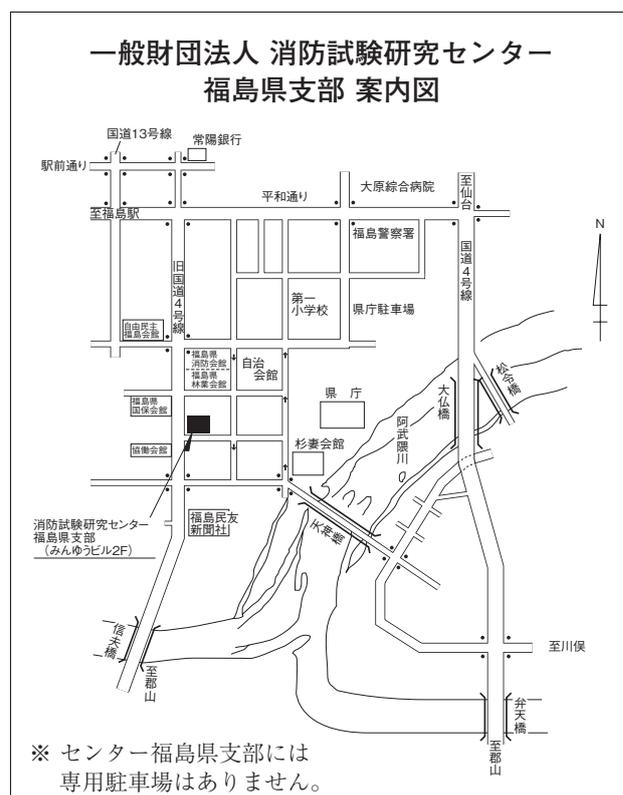
氏名、生年月日、本籍、住所、電話番号、勤務先名、学校名、職業、顔写真、メールアドレス等です。

② 利用目的

利用は、本人確認、本人への通知・連絡、免状作成、免状交付状況に係る事項等のセンターの業務の範囲内で行います。

2 センターは、利用目的を達成するため、当該情報を業務委託先に預託する場合があります。その場合の業務委託処理は、個人情報を保護するための措置及び業務委託先との責任関係の明確化を図るとともに、業務機器等の安全対策を確実に実施しています。

なお、個人情報の提供は、団体受験に関し当該団体代表者へ提供するもの及び法令等に基づくものに限定し適切に取り扱います。



21 免状交付申請の手続き及び免状の交付

合格された方は、指定された日（免状交付申請書に記載）までに、次のものをまとめてセンター福島県支部まで、封筒に入れて原則郵送してください。（配達状況を確認したい場合は、簡易書留郵便や特定記録郵便を御利用ください。）

- (1) 免状交付申請書及び結果通知書……記載事項に誤りがないかを確認し、所要事項を記入してください。なお、印字された申請書の内容に誤りがあった方、電子申請で入力できなかった文字を訂正する方は、赤字で訂正してください。交付申請書と結果通知書は切り離さないでください。
- (2) 交付手数料……………**2,900円分の福島県収入証紙**を申請書裏面に貼ってください。（種類ごとに必要です。）セロハンテープで貼付しないでください。

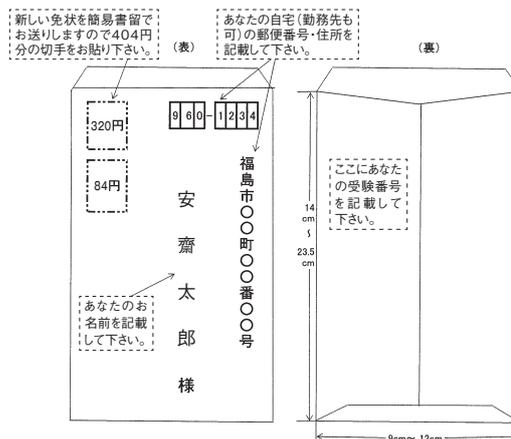
【福島県収入証紙販売場所】

収入証紙の主な販売場所は、次のとおりです。（※販売場所は変更となる場合があります。）

- [県 北] 県庁売店、福島市役所売店、交通安全協会（警察署内）、運転免許センター売店、自動車学校
 - [県 中] 県郡山合同庁舎売店、郡山保健所、交通安全協会（警察署内。但し、郡山警察署は警友会）、ハイテクプラザ、郡山女子大購買部、自動車学校
 - [県 南] 県白河合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、県南保健福祉事務所、自動車学校
 - [会 津] 県会津若松合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、会津若松保健福祉事務所、自動車学校
 - [南会津] 県南会津合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校
 - [相 双] 県南相馬合同庁舎売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校
 - [いわき] 県いわき合同庁舎売店、いわき市役所売店、交通安全協会（警察署内）、農協、自動車学校
- 注：詳しくは、福島県ホームページ（「福島県収入証紙売りさばきについて」）を御覧ください。

- (3) 新規免状送付用封筒……………定形封筒（長さ14～23.5cm、幅9～12cmのもの）に**404円分（簡易書留郵便料）の切手**を貼り、表面に本人の住所（勤務先も可）、氏名を、裏面の上部左隅に受験番号を記入してください。（新たに交付された免状を申請者に送るための封筒です。）

【返信用封筒作製例】



- 2種類以上まとめて申請する場合でも、返信用封筒は1枚で結構です。（2名以上の申請で同一封筒を使う場合は、委任状等が必要となりますので、事前にセンター福島県支部へ連絡してください。）
- 切手はセロハンテープで貼付しないでください。

- (4) 既得危険物取扱者免状……………他の種類の免状をもっている方は、すべての免状を提出してください。（免状の紛失等又は、本籍の変更等がある場合は、再交付又は書換えが必要となりますのでセンター福島県支部へ連絡してください。）
なお、交付申請中に次の試験を予定している方は、受験願書に添付する免状のコピーを必ず用意してから交付申請してください。
- (5) 交付予定日……………交付申請書等受理日より1ヶ月ほどで交付します。

別記 1

甲種消防設備士試験の受験資格

次表に示す対象者に該当する方は、甲種消防設備士試験の受験資格があります。

証明書類のうち、「免状」、「卒業証書」等、証明書類欄の網み掛け（ 部分）をしてある書類については、コピー（縮小したものも可）を添付してください。

特類

対 象 者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
次に掲げる甲種消防設備士免状を取得している方	甲種第1類から第3類までのうちいずれか1つ以上の免状を取得し、かつ、甲種第4類及び第5類の免状を取得している方	甲 特	免 状

特類以外

対 象 者	内 容	願書資格欄 の記入略称	証明書類
1 「甲種消防設備士免状」の交付を受けている方	科目免除あり。 (受験する類と既得免状の類により異なります。)	甲 種	免 状
2 学校教育法による大学、高等専門学校（5年制）、高等学校又は中等教育学校において機械、電気、工業化学土木又は建築に関する学科又は課程を修めて「卒業した方」	(1) 別表1「指定学科一覧表」に示す学科を卒業した方	大卒、短大卒、高専卒	卒業証書又は卒業証明書
	(2) 大学、短大、高等専門学校において左記に掲げた学科に関する科目を15単位以上修得して卒業した方（別表2「授業科目一覧表」により算定）	大学等卒15単位	単位修得証明書
	(3) 高等学校又は中等教育学校で、左記に掲げた学科に関する科目を8単位以上修得して卒業した方（別表2「授業科目一覧表」により算定）	高校卒、中等教育卒 高校等卒8単位	卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書
3 「乙種消防設備士免状」の交付を受けた後2年以上、工事整備対象設備等の整備の経験を有する方	消防設備士でなければ行えない工事整備対象設備等の整備の経験を有する方 (法第17条の5の規定に基づく政令に定めるものに限る。)	整備経験2年	免状及び実務経験証明書
4 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校に「在学中又は中途退学した方等」で、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を15単位以上修得した方	(1) 大学、短期大学又は高等専門学校において、左記に掲げた学科に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した方 (2) 学校教育法第124条に定める専修学校（「専門学校」）において左記に掲げた学科に関する授業科目（別表2「授業科目一覧表」）を15単位以上修得した方 ただし、単位制度のない専修学校にあっては、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	大学等15単位	単位修得証明書
		専修学校	単位修得証明書
5 学校教育法による「各種学校その他消防庁長官が定める学校」において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する科目を、講義については15時間、演習については30時間、実験、実習及び実技については45時間の授業をもってそれぞれ1単位として15単位以上修得した方	(1) 学校教育法第134条第1項に定める各種学校	各種学校	単位修得証明書
	(2) 学校教育法による大学及び高等専門学校の専攻科	大学、短大、高専の専攻科	〃
	(3) 防衛省設置法による防衛大学校及び防衛医科大学校	防衛大学校、防衛医科大学校	〃
	(4) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発総合大学校等	〃
	(5) 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成9年）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校	職業能力開発大学校等	〃

<p>授業科目については、P22別表2「授業科目一覧表」を参照</p>	<p>(6) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (7) 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年）による改正前の職業訓練法による職業訓練大学校及び職業訓練短期大学校 (8) 職業能力開発促進法附則第2条による廃止前の職業訓練法（昭和33年）による職業訓練大学校 (9) 雇用対策法（昭和41年）附則第7条による改正前の職業訓練法による中央職業訓練所 (10) 独立行政法人水産大学校（平成13年4月1日以前の農林水産省組織令による水産大学校（旧農林水産省組織令による水産大学校及び昭和59年7月1日以前の農林水産省設置法による水産大学校を含む。）） (11) 国土交通省組織令による海上保安大学校（旧運輸省組織令による海上保安大学校及び昭和59年前の海上保安庁法による海上保安大学校を含む。） (12) 国土交通省組織令による気象大学校（旧運輸省組織令による気象大学校及び昭和59年前の運輸省設置法による気象大学校を含む。）</p>	<p>職業訓練大学校等 前職業訓練大学校等 旧職業訓練大学校等 中央職業訓練所 水産大学校 海上保安大学校 気象大学校</p>	<p>単位修得証明書 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>
<p>6 技術士法第4条第1項による「技術士」第2次試験に合格した方</p>	<p>科目免除は、類により免除を受けられる技術士の部門が指定されています。（指定された部門以外は、科目免除はありません。）</p>	<p>技術士（〇〇）部門</p>	<p>合格証書又は技術士登録証</p>
<p>7 電気工事士法第2条第4項に規定する「電気工事士」（特種電気工事資格者を除く。）</p>	<p>(1) 電気工事士免状の交付を受けている方 (2) 電気工事士法施行規則による旧電気工事技術者検定合格証書の所持者</p>	<p>電気工事士</p>	<p>免状 検定合格証明書</p>
<p>8 電気事業法第44条第1項に規定する第1種～第3種の「電気主任技術者免状」の交付を受けている方</p>	<p>(1) 電気主任技術者免状の交付を受けている方 (2) 電気事業法附則第7項の規定により電気主任技術者免状の交付を受けているとみなされる方（認定された学校を卒業した方に対して卒業と同時に資格を付与された制度）</p>	<p>電気主任技術者</p>	<p>免状 認定校の卒業証明書等</p>
<p>9 「工事整備対象設備等の工事の補助者」として、5年以上の実務経験を有する方</p>	<p>受験しようとする消防設備士試験の指定区分に係る消防用設備等の工事の補助の経験が必要です。</p>	<p>工事補助5年</p>	<p>実務経験証明書</p>
<p>10 その他前2から9までに掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定めた方</p>	<p>(1) 次に掲げる学校において、機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を修めて卒業した方。学科名は、別表1「指定学科一覧表」による。 これに該当しない場合は、別表2「授業科目一覧表」に示す科目を15単位以上修得した方 ア 外国に所在する学校で、日本における大学、短期大学、高等専門学校（5年制）又は高等学校に相当するもの イ 旧師範教育令による高等師範学校 ウ 旧実業学校教員養成所規程による教員養成所 (2) 学校教育法第104条に基づき、大学又は学位授与機構により授与された、理学、工学、農学又は薬学のいずれかに相当する専攻分野の名称を付記された「修士又は博士」の学位を有する方（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）</p>	<p>大学等卒 博(修)士</p>	<p>卒業証書又は卒業証明書及び単位修得証明書 学位授与証明書、修了証書、修了証明書又は学位記 （専攻の名称が明記されているもの。外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）</p>

(3) 専門学校卒業程度検定試験規程による専門学校卒業程度検定試験の機械、電気、工業化学、土木又は建築の部門に関する合格者	専検合格者	検定試験合格証明書
(4) 建設業法第27条の規定による管工事施工管理の種目に係わる1級又は2級の技術検定に合格した方	管工事技士	技術検定合格証明書
(5) 教育職員免許法により、高等学校の「工業」の教科について普通免許状を有する方（旧教員免許令を含む。）	教員免許状	免許状
(6) 電波法第41条の規定により無線従事者の資格の免許を受けている方（アマチュア無線技士を除く。）	無線従事者	免許証
(7) 建築士法第2条に規定する1級建築士又は2級建築士	建築士	免許証又は建築士免許証明書
(8) 職業能力開発促進法第44条（旧職業訓練法第66条）の規定による配管の職種に係わる1級又は2級の試験に合格した方	配管技能士	技能検定合格証明書
(9) ガス事業法第32条の規定によるガス主任技術者免状の交付を受けている方（第4類の消防設備士の受験に限る。）	ガス主任技術者	免状
(10) 水道法第25条の5の規定による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている方（旧法の資格者を含む。）	給水技術者	免状又は登録証
(11) 消防行政に係る事務のうち、消防用設備等に関する事務について3年以上の実務経験を有する方	消防行政3年	実務経験証明書
(12) 消防法施行規則の一部を改正する省令の施行前（昭和41年）において、消防用設備等の工事について3年以上の実務経験を有する方	省令前3年	実務経験証明書
(13) 昭和41年前の東京都火災予防条例による旧制度の消防設備士	条例設備士	免状

[備考]

- 1 4の大学（大学院の課程を含む。）、高等専門学校等における修得単位は、卒業、在学中、中退又は専攻科、通信教育等にかかわらず通算して算定することができます。放送大学も通算して算定できます。（大学等で発行する「単位修得証明書」による。）
- 2 「願書資格欄記入略称」は、受験願書の「甲種受験資格」欄に記入するものです。
- 3 3、9及び10-(11)、(12)の「実務経験証明書」は、事業主等の証明書です。受験願書B面裏の様式を使用してください。
- 4 旧制大学、旧制専門学校、高等師範学校、実業学校教員養成所の卒業者及び旧制専門学校卒業程度検定試験合格者も同様の資格があります。詳細はお問い合わせください。
- 5 受験願書の氏名と各証明書の氏名が相違している場合は、戸籍抄本等の証明書類を添付してください。

別表 1

指定学科一覽表 (例示)

次の「学科」を修めて卒業した者は、「卒業証明書（原本）」又は「卒業証書（コピー可）」の提出で受験できます。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、 旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、 旧制の中等学校の卒業生用
ア	安全工学科	
エ	衛生工学科、エネルギー工学科、エネルギー機械工学科	
オ	応用化学科、応用機械工学科、応用精密化学科、応用電子工学科、 応用反応化学科、応用理化学科	
カ	開発学科、開発工学科、開発土木工学科、海洋建築工学科、海洋土木 開発工学科、海洋土木工学科、環境化学科、環境計画工学科、環境建 設工学科、環境工学科、環境整備工学科、化学環境工学科、化学機械 学科、化学機械工学科、化学工学科、化学工業科、画像応用工学科、 画像工学科	開発機械科、化学科、化学工学科、化学 工業科、環境工学科、環境土木科
キ	機械科、機械工学科、機械材料工学科、機械システム工学科、機械シ ステム工学課程、機械理学科、機関科、機器工学科、基礎工学科、機 能機械学科、機能高分子学科、金属学科、金属工学科	機械科、機械技術科、機械工学科、機械 工作科、機械システム科、機械製図科、 機械電気科、機械電子科、機関科、金属 工業科
ケ	計測工学科、建設基礎工学科、建設工学科、建設学科、建築学科、建 築工学科、建築工芸学科、建築設備工学科、原動機科、原動機械科	計測科、計測工業科、建設科、建設技術科、 建設工学科、建設工業科、建設システム科、 建築科、建築土木科、原動機科、原動機 械科
コ	工業化学科、高分子化学科、高分子工学科、高分子材料工学科、交通 機械学科、交通機械工学科、交通工学科、光電機械工学科、光電工学科、 構造工学科、構築工学科、合成化学科、合成化学工学科	工業科、工業化学科、工業管理科、工業 技術科、工業計測科、高分子工学科、航 空車両整備科
サ	産業機械工学科、材料工学科	材料技術科、材料システム科、産業技術 科
シ	資源開発工学科、資源循環化学科、資源循環工学科、社会開発工学科、 情報処理工学科、情報通信工学科、情報電子工学科、情報工学科	色染化学科、自動車科、自動制御科、情 報技術科、情報システム科、情報電子科、 情報通信科
ス	水土木工学科	水産工学科
セ	制御機械工学科、制御工学科、制御情報工学科、生産機械工学科、生 産工学科、生産精密工学科、精密機械工学科、精密工学科、石油化学科、 設備工学科、繊維化学工学科、繊維機械学科、繊維工学科、繊維工業 化学科、繊維高分子工学科、繊維システム工学科、船舶機関工学科	制御機械科、生産機械科、生産システム科、 精密機械科、設備科、設備工業科、設備 システム科、セラミック科、繊維工学科、 繊維システム科
ソ	造船学科	総合技術科、造船科
チ		地質工学科
ツ	通信工学科、通信材料工学科	通信工業科、通信工学科
テ	鉄鋼冶金学科、電気系、電気化学科、電気学科、電気機械工学科、電 気工学科、電気情報工学科、電気通信学科、電気電子工学科、電気電 子システム工学科、電機工学科、電子機械工学科、電子機器工学課程、 電子工学科、電子材料工学科、電子情報学科、電子情報工学科、電子 制御工学科、電子通信学科、電子通信工学科、電子電気工学科、電子 物性工学科、電子理学科、電波通信学科	電気科、電気化学科、電気技術科、電気 工事科、電気情報科、電気通信科、電気 電子科、電子科、電子機械科、電子技術 科、電子工学科、電子工業科、電子情報科、 電子制御科、電子電気科、電波科
ト	都市工学科、土木建設工学科、土木工学科、動力機械工学科	都市工学科、土木科、土木建築科
ネ	燃料化学科、燃料工学科	
ノ	農業機械学科、農業土木工学科	農業機械科、農業工学科、農業土木科
ハ	船用機械工学科、船用機関科、反応化学科	
フ	物質化学工学科、物質工学科	
ム		無線通信科
ヤ		冶金科
ユ	有機材料工学科	
ヨ	溶接工学科	窯業科

- 備考 《注1》 学科の名称にかえて「部門」、「類」、「系」又は「専攻」等の名称を用いるのは、学科又は課程とみなします。
《注2》 学科名等の下に「専攻」、「系」又は「コース」等の名称を用いるものは、学科と同等とみなします。
《注3》 「工」、「学」又は「工学」等の文字の有無により学科名の異なるものは、同学科名として取り扱うものとします。
《注4》 2種類以上の学科名称があり、その配列が逆のものについては、同等のものとみなします。
(例)「制御機械工学科」⇒「機械制御工学科」の場合は、同等とみなします。
《注5》 複数の学科の名称を総合したものについては、同等のものとみなします。
(例)「電気情報工学科」+「電気通信学科」⇒「電気情報通信工学科」の場合は、同等とみなします。
《注6》 上記の名称を含む学科であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

別表2

授業科目一覧表(例示)

次の名称が含まれる授業科目は、原則として「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野と認められる授業科目」として扱います。

	大学、短期大学、高等専門学校、旧制の大学、旧制の専門学校の卒業生用	高等学校、中等教育学校、旧制の中等学校の卒業生用
ア	アナログ電子回路 圧縮性流水 油空圧工学	
イ	移動工学 一般構造(土木系・建築系のみ)	インテリア装備 意匠製図
ウ	運輸施設工学	
エ	衛生工学 エネルギー工学 エンジン流体力学	衛生・防災設備 衛生設備
オ	応用化学 音響学 オプトエレクトロニクス	応用力学 織物機械
カ	ガスタービン 化学工学 火災工学 加工機械学 加工冶金学 河川工学 架橋力学 画像工学 回路理論 過渡現象論 海岸工学 海洋建築 開発機械学 完全流体力学 岩石力学 岩盤力学 環境関係(土木系・建築系のみ)	化学工学 化学工業一般 化学工場 化学装置 化学反応 環境工学
キ	CAD/CAM 気体力学 機械工学 機械製作 金属材料学 機械要素 機器制御 機器分析 機構学 機素動力学 機電変換工学 機能材料 強度設計学 給排水設備 橋梁工学 凝固加工学 基礎工学・基礎構造(土木系・建築系のみ)	機械一般 機械製作 機械・電気 機関乗船実習 金属加工 金属材料 漁船機関
ク	空気力学 空港工学 空調設備 掘削機械学	空気調和設備
ケ	系統工学 計測工学 珪酸塩工業化学 結晶塑性学 建設機械 建築力学 建築材料 建築設備 建築防災 原動機学 現代制御論 現代無機工業化学	計測回路 計測・制御 建築一般 建築構造 原動機 建築測量 原子工学一般
コ	コンクリート工学 固体力学 工業化学 工業計測 工業地質学 工業分析 工作機械 交通工学 光学 航空工学 航空材料学 高温化学 高周波工学 交流理論 高電圧工学 高度加工技術 高分子化学 港湾工学 構造工学 合成化学	工業一般 工業数理 工業化学 工業基礎 工業材料 工業分析 工芸材料力学 鋁山機械
サ	作業システム工学 砂防工学 材料学 材料力学 錯体触媒化学 産業機械	材料加工 材料技術基礎 材料製造技術 材料施工
シ	システム工学 ジェット機関 資源システム工学 地震工学 地盤工学 自動化設計 自動車工学 磁気工学 実験計測法 写真測量 車輛工学 集積回路工学 潤滑工学 商船設計 焼結工学 消防設備 照明工学 触媒化学 上下水道工学 情報工学 蒸気タービン 信号処理論 振動学	色染化学 自動車工学 自動制御 情報技術 食品化学
ス	スイッチング回路理論 水工学 水産土木工学 水質工学 水道工学 水理学 水力発電所 水路工学 数値制御システム工学 数値熱流体力学	水工 水産工学 水道 水利 水理
セ	セラミック化学 センサ工学 施工法 生合成化学 生産工学 生物化学 生体高分子 生物有機化学 制御機器 制御工学 精密加工学 製造化学 石炭工学 石油化学 切削工学 接合工学 設計工学 設備工学 船体構造工学 船舶工学 線形回路 繊維化学 繊維高分子工学	生産実習 製造機器 設備計画 設備・管理 セメント 染色 セラミック技術 船舶構造 船舶設計
ソ	塑性工学 送電 送配電工学 造船製図 装置工学 測量学	造船工学 造船実習 測量
タ	ダム工学 耐震工学 耐震耐風工学 単位操作 炭化水素化学 弾塑性力学 暖房設備	

チ	地質学 鑄造学 超音波工学 超電導（超伝導）工学 直流機器	地下資源開発 地質工学
ツ	通信工学 通信機器 通信網工学	通信工学 通信機器 通信技術
テ	データ通信 デジタル回路 鉄筋コンクリート工学 鉄鋼材料学 鉄骨工学 鉄道工学 天然物合成化学 伝送工学 伝熱工学 電気工学 電気音響 電気機器 電気設備 電気計測 電気鉄道 電気法規 電子工学 電子装置 電子デバイス 電子要素 電子回路 電磁気学 電磁波伝送 電熱工学 電波工学 電力工学 電力系統	電気工学 電気化学 電気工事 電子工学 電子機器 電子計測 電力設備
ト	トラクタ実習 都市環境 都市工学 都市設備学 土質工学 土木工学 動力工学 道路工学 導電材料 特殊材料学 特殊鋼学	特殊材料 土質 土質力学 土木一般 土木施工 都市工学
ナ	内燃機関 軟弱地盤工学	
ニ	荷役機械	
ネ	熱工学 熱機関 熱流体力学 熱力学 粘性 燃焼工学 燃料合成化学 燃料分析化学	
ノ	能動回路 農業機械工学 農業土木学 農業揚水機 農用トラック工学 農用内燃機関学	農業機械 農業水利 農業土木設計
ハ	パルス回路 波動振動 破壊力学 配電工学 発変電工学 鋼構造 船用機関 発電工学 反応工学 半導体	発送配電 ハードウェア技術 船用機関 船用電気
ヒ	ピーエスコンクリート工学 非金属材料 光工学 光エレクトロニクス 光通信工学 光情報工学	
フ	ファインケミカル工業化学 プラズマ工学 物質強度学 プラント工学 プレストレストコンクリート工学 プロセス工学 浮体静水力学 分析化学 物理有機化学 分離精錬工学	船用機関 船用電気
ヘ	平面及び曲面構造論 変電所	
ホ	ボイラー工学 放電工学 防災工学 防災設備	放射化学 ボイラー
マ	マイクロデバイス マイクロ波工学	
ミ	水資源工学	
ム	無機化学 無機合成 無機工業材料 無線	無線工学 無機工業化学
メ	メカトロニクス	〔モ〕 木工機械
ヤ	冶金工学	冶金一般 冶金実習
ユ	油圧工学 輸送機械 誘電材料 有機化学 有機機能材料 有機量子化学 有機構造 有機合成学 有機反応 有線機器学	有機工業化学
ヨ	溶接工学 溶接機器 溶接設計 溶接冶金学	溶接 窯業 窯炉・燃料
リ	利水工学 理論有機化学 流体力学 流体工学 流体回路 量子エレクトロニクス 量子電子工学	林業土木 林業機械
レ	連続体力学 冷凍工学	冷蔵・冷凍
ロ	ロボット工学 ロボティクス 論理回路	炉・燃料

《注1》 [工学] [学] [技術] 等の文字の有無により科目名の異なるものは、同科目名として取扱うものとします。

《注2》 上記の授業科目には、一部の関連科目も含まれます。（認められない科目もあります。）

（例）機械工学—機械システム設計 機械振動学 機械構造力学 機械材料学等

《注3》 上記の名称を含む授業科目であっても、明らかに「機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する分野」と認められないものは除きます。

《注4》 詳細はお問い合わせください。

受験願書提出前に下記をチェックしてください。

○	チ ャ ッ ク 項 目
	試験日、受験願書受付期間、試験種類、受験地を確認しましたか。
	「振替払込受付証明書（お客さま用） 受験願書添付用 」を貼りましたか。 郵便局の日附印を確認してください。（日附印がないものは無効です。）
	受験資格又は科目免除を受けるための、資格を証明する書類等を添付しましたか。
	消防設備士免状の交付を受けている方は、科目免除に関係なく、消防設備士免状のコピーを貼ってください。
	各種資格を持っている方は、科目免除を「受ける」又は「受けない」のいずれかに○を付けましたか。

※当案内には、合格後の免状交付申請手続きも記載されていますので、試験結果通知書が届くまで保管してください。

※受験願書は、受験を希望する都道府県の支部等に郵送してください。

福島県支部へ**郵送**する際、宛名ラベルとしてなるべく使用してください。



（宛先不明の場合は受け取ることができません。）

〒960-8043
 福島市中町4-20 みんなビル2階
 （一財）消防試験研究センター福島県支部 宛

（令和 年 月 日試験分 受験願書在中）

【差出人】 住 所 _____

氏 名 _____

- 願書は折り曲げずに郵送してください。
- 受験願書受付期間最終日の**消印があるもの**まで受付けます。
場合によっては、受付期間最終日より前に締め切る場合もありますので御注意ください。
- 郵便料金を確認して送付してください。**不足している場合は受け取ることができません。**
- 書面申請の場合、受験願書の提出は、原則郵送でお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- 書面申請**に関するお問い合わせ
〔福島県支部〕 電話 024-524-1474 FAX 024-524-1475
 - 電子申請**に関するお問い合わせ
〔電子申請室〕 電話 0570-07-1000（有料）
- 【受付時間：9時00分～17時00分（土日祝日、年末年始を除く）】

※一般財団法人消防試験研究センターは試験実施機関であり、受験準備のための講習会や参考書等の出版は、一切行っておりません。